

別表第1（設備及び体制に関する基準）

担当しようとする医療の種類		設 備 及 び 体 制	
		共 通	特に必要とされるもの
病 院 又 は 診 療 所	眼科に関する医療	①自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について診断及び治療を行うに当たり、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有していること。	
	耳鼻咽喉科に関する医療		
	口腔に関する医療		
	整形外科に関する医療		後療法設備を有していること。
	形成外科に関する医療		
	中枢神経に関する医療		
	脳神経外科に関する医療		
	心臓脈管外科に関する医療	心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。	
	心臓移植に関する医療	②適切な標榜科が示されていること。	①移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 ②心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
	腎臓に関する医療	③各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制が整備されていること。	血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。
腎移植に関する医療	腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。		
小腸に関する医療			
肝臓移植に関する医療	①移植関係学会合同委員会において肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。 ②肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び施設を有している施設であること。		
免疫に関する医療		各診療科医師の連携により、総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。	
歯科矯正に関する医療			
薬 局	各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施が行えるスタッフの体制が整備されていること。	①複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であること。 ②十分な調剤実務経験ある管理薬剤師を有していること。なお、新規で開局する保険薬局にあっては、管理薬剤師が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があり、かつ、十分な調剤	

		<p>実務経験のある薬剤師を有していること。</p> <p>③通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。</p>
<p>訪問看護事業者等 (健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者 (同法第 8 条第 4 項に規定する訪問介護を行うものに限る。) をいう。)</p>		<p>①原則として、現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っていること。</p> <p>②指定自立支援医療機関療養担当規程 (育成医療・更生医療) に基づき適切な訪問看護等が行える事業者であること。また、そのために必要な職員を配していること。</p>